

お知らせ なんたん



第18号(2の1) 平成18年10月13日発行

「身体障害者巡回更生相談」の実施について

京都府身体障害者更生相談所では、相談所に来所が困難な身体障害者の方のために、府内を巡回し、相談会を実施しています。参加される方は、事前に下記までお申し込みください。

- 日時 10月27日(金) 午後2時～3時30分
※お知らせなんたん第17号掲載内容の時間に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。
- 場所 丹波町健康管理センター(京丹波町)
- 内容 補装具交付・修理に係る判定、医療相談(整形外科・耳鼻咽喉科)、生活相談など
- 持ち物 身体障害者手帳、使用中の補装具、印鑑(申請などが必要な場合に使用)
- 申し込み 10月24日(火) 午後5時までに下記へお申し込みください。

◇申込・問合せ先 各支所 健康福祉課 保健福祉係
TEL 園部 68-0011 八木 68-0022
日吉 68-0032 美山 68-0041

「視覚障害者相談会」の実施について

京都府身体障害者更生相談所では、視覚障害者でお困りの方、福祉制度・社会参加について詳しく知りたいという方の相談会を実施します。日程は下記のとおりです。事前にお申し込みの上、気軽にご参加ください。個人の秘密は固く守ります。

- 日時 11月9日(木) 午前10時30分～午後3時30分
- 場所 南丹市園部公民館
- 内容 ①個別相談(日常生活のアドバイス、ホームヘルパー・ガイドヘルパーの派遣についてなど)
②補装具、日常生活用具などの展示(白杖、眼鏡、拡大読書器など)
③体験コーナー(日常生活訓練・歩行訓練など)
- 申し込み 個別相談を希望される方は、相談内容などを11月6日(月) 午後5時までに下記へお申し込みください。(展示・体験コーナーは事前申込不要)

◇申込・問合せ先 各支所 健康福祉課 保健福祉係
TEL 園部 68-0011 八木 68-0022
日吉 68-0032 美山 68-0041

窓口業務時間延長について

12月からは第2・第4水曜日の窓口業務時間延長を園部支所で行います

南丹市では、合併後も旧園部町の窓口業務時間延長を継続し、園部支所および試行として他の支所でも毎月第2、第4水曜日に時間延長して住民票、印鑑証明および戸籍関係の証明発行業務の対応をしてきましたが、利用状況により12月からは南丹市全市を対象に園部支所で午後7時まで延長することとし、他の支所については試行を11月末で終了させていただきます。なお、印鑑証明以外の各証明については、来庁いただくなくても郵便で申請していただき自宅へ証明書を送付する郵送請求も受け付けております。(定額小為替や返信用の封筒など必要) 詳しくは市民課までお問い合わせください。

◇問合せ先 市民課 市民環境係 TEL 68-0005 FAX 63-0653

量水器の取り換えについて

上水道課では、計量法に基づき8年ごとに量水器の取り換えを行っています。本年も10月から12月にかけて市内の該当使用者宅に南丹市指定登録証を持った管工事組合の業者がお伺いし無償で取り換えをいたしますので、ご協力をお願いいたします。なお、量水器取り換え後、出始めの水が濁ったり空気が出る場合は蛇口を開けてしばらく様子を見てください。不明な点は、上水道課までお問い合わせください。

◇問合せ先 上水道課 庶務係 TEL 68-0053

精神障害者保健福祉手帳の見直しについて

精神障害者保健福祉手帳は、原則として平成18年10月以降の申請分から、従来の申請書類(手帳用申請書、手帳用診断書または障害年金証書等の写し・同意書など)に加え、**顔写真1枚**が必要となります。

- 顔写真の規格
 - ・縦4cm×横3cm、3カ月以内に正面から無帽で写したもので、白黒またはカラー(プリンターで紙に印刷したものは使用できません)
 - ・裏面に氏名、「南丹市」と記載したもの
- ※現時点では、写真貼付に伴い、直ちに何らかの割引サービスが実施されるという情報は確認できておりません。
- 施行期日 平成18年10月1日
- 注意事項
 - ・新規の申請分から写真を貼付してください。既交付分については、更新時期に順次写真貼付します。
 - ・有効期限が残っている方でも希望があれば、新様式に変更することも可能です。その際には、新たな診断書などの提出は必要ありません。

◇問合せ先 各支所 健康福祉課 保健福祉係
TEL 園部 68-0011 八木 68-0022
日吉 68-0032 美山 68-0041
福祉事務所 支援係 TEL 68-0007

平成18年度 育児休業明け保育の追加募集について

南丹市立城南保育所では、1歳の誕生日以降の乳児をお預かりする「育児休業明け保育」を行っています。18年度につきましても順次受け入れを行ってまいりましたが、今回、下記のとおり保護者の方が育児休業期間を終了して職場復帰される家庭を対象に追加募集を行います。入所を希望される場合は、所定の申込用紙(城南保育所で配布)に必要な事項をご記入の上、お申し込みください。

- 対象児 平成17年12月1日から平成18年4月1日までに生まれた乳児で、保護者の方が育児休業を終え、職場に復帰される家庭
- 募集期間 10月16日(月)～31日(火)
- 募集人数 若干名
- 実施保育所 南丹市立城南保育所(南丹市園部町城南町中井32-2)
- その他 詳細は申し込みの際に連絡いたします。なお、平成19年度入所の募集は後日、お知らせ版に掲載しますのでお間違いのないようお願いいたします。

◇問合せ先 南丹市立城南保育所 TEL 62-1400・62-1460
福祉事務所 児童福祉係 TEL 68-0007

薬は正しく使いましょう

10月17日(火)から10月23日(月)までの一週間は、薬と健康の週間です。薬は正しく使用すれば病気の治療に役立ちますが、用法・用量を間違えたり副作用をもたらす可能性もあります。薬を効果的に、安全に使用するために、医師・薬剤師に気軽に相談し、薬を正しく理解しましょう。

京都府では、地域の自治会・敬老会などの会合で正しい薬の使い方について研修を予定されている場合は、病院や薬局で働いておられる薬剤師の方を講師として紹介しておりますので、南丹保健所環境衛生室までお問い合わせください。

◇問合せ先 京都府南丹保健所 環境衛生室 TEL (0771) 62-4754
FAX (0771) 62-0451

＜ 全国地域安全運動実施中 ＞
10月11日(水)～20日(金) 「みんなで つくろう 安心の街」

— 南丹警察署 —

＜ 八木支所各課・係への問合せ先について ＞

八木支所各問合せ先は、各課・係への直通番号を案内しており、八木町内から電話をかける場合は、市外局番「0771」をダイヤルの上、おかけください。なお、八木町内から八木支所「TEL 42-2300」に電話をしていただければ、本庁・支所の必要な部署へ転送をしますので、市内通話料金でお問い合わせいただくことができます。